教私第 1583-2 号

令和４年６月27日

各私立幼稚園・認定こども園設置者　様

大阪府教育庁私学課長

（公印省略）

令和４年度 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事前調査等について（通知）

日頃より、本府私学行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本府においては、障がいのある幼児(以下、「障がい幼児」という)を受け入れ、かつ特別支援教育の充実を図る事業を行う府内の私立幼稚園・認定こども園に対し、助成を行っています。

つきましては、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事務の適正かつ円滑な執行を図るため、事前調査等を実施します。当該補助金の申請を予定する園は、「大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱」及び当通知を十分にご確認の上、下記のとおりインターネット申請及び必要書類等をご提出いただきますようお願いします。

記

**１．事前調査・事業計画書の回答について**

**（１）大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる対象園児数の調査【調査１】**

以下により回答してください。

①回答方法：以下のホームページより対象園児数にかかる調査に回答してください。URL：<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2022060029>

②回答期限：令和４年７月８日（金）18時

③留意事項

|  |
| --- |
| ・以下、【調査２】で事業計画書の提出を予定している園は必ず回答してください。期限までに回答がない場合は申請予定のないものとみなします。また、期限以降の提出は受け付けることはできません。・本調査で回答した人数での補助金交付申請が保証されるものではありません。・後日提出する事業計画書の人数は、本調査で回答した人数が上限となります。本調査を上回る人数を事業計画書に記載して提出することは認められません。 |

**（２）大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書【調査２】**

事業計画書の回答に際し、以下により必要書類の提出準備をお願いします。

① 提出方法及び回答期限：８月頃に改めて通知します

（提出期限は９月下旬を予定しています）

② 必要書類：下記表１のとおり

③ 留意事項

|  |
| --- |
| ・ご提出にあたっては、以下「２．制度の概要」及び別紙「大阪府私立幼稚園等特別支援教育補助金にかかる事業計画書【調査２】作成上の注意」を参照して下さい。・必要書類は、エクセル様式をパソコンにダウンロードのうえ、必要事項をパソコンで入力し、プリントアウトしたものを提出してください。・事業計画書の提出を予定している園は、必要書類を全て揃えた上で、後日通知予定の期限までに提出いただく必要があります。・期限までに事業計画書を提出した場合であっても、期限以降の対象園児の追加・入替えは受け付けできません。ただし、取り下げはこの限りではありません。・必要書類を提出する際は、表１の順番に並べてください。なお、２～５は園児毎にまとめてください。 |

表１：必要書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象 | 必要書類 | 様式 | 提出部数 |
| １ | 全園 | 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる事業計画書 | 様式１-１様式１-２ | 各園１部 |
| ２ | 全園 | 大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金にかかる副申書 | 様式２-１ | 各園児分 |
| ３ | 全園 | 診断書（判定書）等 | 様式２-２あるいは様式２-３ | 各園児分 |
| ４ | 全園 | 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の写し | 様式なし | 各園児分 |
| ５ | 認定こども園のみ | 支給認定書の写し（１号認定あるいは２号認定） | 様式なし | 各園児分 |
| ６ | 　全園 | 補助対象経費内訳表（予定） | 様式３-１ | 各園１部 |
| ７ | 　全園 | 特別支援教育担当教職員調査票（予定） | 様式３-２あるいは様式３-３ | 各園１部 |

**２．制度の概要**

**（１）大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の趣旨**

府内の私立幼稚園・認定こども園に就園する障がい幼児の特別支援教育の充実を図る。

**（２）対象となる園**

就園する障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている府内の私立幼稚園、認定こども園のうち、令和４年度において当該補助金の申請を予定している園で、かつ設置者が以下に該当する園が本調査の対象となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置する施設の種類 | 対象となる設置者 |
| 幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む） | 設置者の形態は問わない |
| 幼稚園型認定こども園 | 学校法人 |
| 幼保連携型認定こども園 | 学校法人 |

※上記施設の設置者で学校法人化のための努力をする者も交付対象とする。

**（３）対象となる幼児**

　　　以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置する施設の種類 | 対象となる幼児 |
| 幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を含む） | 在園児 |
| 幼稚園型認定こども園 | 幼稚園部分が学校法人立 | 単独型 | １号、２号（※） |
| 接続型 |
| 並列型 |
| 上記以外 | 単独型 | 対象外 |
| 接続型・並列型 | 対象外 |
| 幼保連携型認定こども園 | 学校法人立 | 新設 | １号 |
| 旧接続型 | １号、２号（※） |
| 旧並列型 | １号 |
| 上記以外 | 対象外 |

※年度途中に認定区分が変更になっても対象となります。

1. 当該補助金における「障がい幼児」とは

令和４年５月１日時点で園に在籍し、専門的見地に基づく診断等があり、かつ教育上特別な配慮を要すると認められる満３歳～５歳の園児

②「教育上特別な配慮」とは

当該園児の生活上や学習上の困難を改善・克服するため、園が行っている継続した配慮のことで、教職員の加配措置等

※一過性の病気や既往症は、当該補助金を支給する上での障がいには含まれません。
また、一過性の病気や既往症に対する応急措置の用意等を行うだけでは、当該補助金を支給する上での教育上特別な配慮とは認められません。

**（４）補助予定単価（園児ひとりにつき）**

障がい幼児が１人の場合　　　　　３９２千円

障がい幼児が２人以上の場合　　　７８４千円

※単価が変更（減額）になる可能性がありますので、ご留意いただきますようお願いします。

**（５）補助対象経費**

令和４年５月１日時点で在籍する障がい幼児の教育・保育に直接必要な経費のうち、次の①及び②に掲げるものを補助対象経費とします

①人件費

障がい幼児に対し、教育上特別な配慮を行っている特別支援担当教職員の人件費

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| ※１　特別支援担当教職員は、「教育上特別な配慮」を行う教員、職員（看護師等）を想定しています。 |
| ※２　次に該当する教職員は、当該補助金を支給する上での特別支援教育担当教職員には含まれません。・園長・学級担任・「25人を超える３歳児学級」の副担任 |
| ※３　上記※２に該当する教職員のうち、以下の(a)(b)どちらの要件も満たす場合は、当該給与を人件費として計上することができます。なお、(a)(b)の要件をどちらも満たすことを確認できる書類を、補助金交付申請書に添付していただく予定です。(a) 教育時間外または保育時間外に特別支援教育に従事している(b) (a)に対して、通常の給与以外に受給した給与がある例：学級担任が勤務時間外に、特別支援にかかる職員会議に出席し、時間外手当を受給した場合の当該時間外手当 |

②教育研究経費

特別支援教育に係る研修会費、出張旅費、教材費等

|  |
| --- |
| 留意事項 |
| ※　各支出経費に係る領収書や研修の実施要項、ホームページの写し、契約書等については、別途提出を求める場合や、補助金調査時に確認を行う場合があります。 必ず、各園において保管していただくようお願いします。 |

【問合せ先】

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ　南

【電　話】06－6210－9273

【メール】shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp